

第3章「保育の内容」

保育の内容は「ねらい」及び「内容」で構成される

1. 保育のねらい及び内容

第1章の保育の目標をより具体化したもの

ねらい

子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう
○保育士等が行わなければならない事項
○子どもが身に付けることが望まれる心情・意欲・態度
などの事項

内容

ねらいを達成するために
○子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行う事項
○保育士等が援助して子どもが環境に関わって経験する事項

「ねらい」及び「内容」を具体的に把握するための視点として、「養護」と「教育」の両面から示すが、実際の保育においては、養護と教育が一体となって展開されることに留意することが必要

養護

子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わり

生命の保持
情緒の安定

教育

子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助

健康
人間関係
環境
言葉
表現

子どもの生活や遊びを通して相互に関連を持ちながら総合的に展開

(1) 養護に関わるねらい及び内容

生命の保持

ねらい

一人一人の子どもが、

- ① 快適に生活できるようにする
 - ② 健康で安全に過ごせるようにする
- 一人一人の子どもの
- ③ 生理的欲求が十分に満たされるようにする
 - ④ 健康増進が積極的に図られるようにする

内容（要旨）

- ① 平常の健康状態や発育・発達状態の把握、速やかに適切に対応する
- ② 保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 子どもの生理的欲求を満たし、適切な生活リズムをつくる
- ④ 適度な運動と休息、意欲的に生活できるよう援助する

情緒の安定

ねらい（要旨）

一人一人の子どもが、

- ① 安定感をもって過ごせるようにする
 - ② 自分の気持ちを安心して表わすことができるようにする
 - ③ 自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする
- 一人一人の子どもの
- ④ 心身の疲れが癒されるようにする

内容（要旨）

- ① 子どもの欲求を満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う
- ② 子どもの気持ちを受容し、共感しながら継続的な信頼関係を築いていく
- ③ 自発性、探索意識、自分への自信が持てるよう、成長の過程を見守り、適切に働きかける
- ④ 活動内容のバランスや調和を図り、適切な食事や休息がとれるようにする。

(2)教育に関わるねらい及び内容

健康

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う

ねらい ①明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう

- ②自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- ③健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

①～⑨まで
9つの内容

人間関係

他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う

ねらい ①保育所生活を楽しみ、自分の力で行動することの充実感を味わう

- ②身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持つ。
- ③社会生活における望ましい習慣や態度を身に付ける

①～⑭まで
14の内容

環境

周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う

ねらい ①身近な環境に親しみ、自然と触れ合う中で様々な事象に興味や関心を持つ

- ②身近な環境に自分から関わり、発見を楽しんだり、考えたりし、それを生活に取り入れようとする
- ③身近な事物を見たり、考えたり、扱ったりする中で、物の性質や数量、文字などに対する感覚を豊かにする

①～⑩まで
12の内容

言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う

ねらい ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう

- ②人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう
- ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士や友達と心を通わせる。

①～⑫まで
12の内容

表現

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造力を豊かにする

ねらい ①いろいろな物の美しさなどに対する豊かな感性を持つ

- ②感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ
- ③生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ

①～⑨まで
10の内容

2. 保育の実施上の配慮事項

保育士等は、一人一人の子どもの発達過程やその連続性を踏まえ、ねらいや内容を柔軟に扱うとともに、特に次の事項に配慮して保育しなければならない。

(1) 全般的な配慮事項

- 個人差を踏まえ、一人一人の気持ちを受け止め援助する
- 心身の健康への配慮
- 子どもの自己活動の尊重
- 入所時の保育への配慮
- 国籍や文化の違いへの配慮と尊重
- 性差や個人差への留意・固定的な意識を植え付けない

(2) 乳児保育に関わる配慮事項

- 心身の未熟さへの配慮・適切な判断と保健的対応を行う
- 生育歴の違いに留意・特定の保育士が応答に関わる
- 職員間の連携・嘱託医との連携、専門性を生かした対応
- 保護者との信頼関係・保護者への支援に努める
- 担当保育士が変わる際の連携・協力

(3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項

- 感染症の予防・適切な判断と対応
- 基本的な生活習慣の形成への配慮と自発性の尊重
- 十分な探索活動の保障・全身を使う様々な遊びを取り入れる
- 自我の育ちの見守り・保育士が仲立ちとなって友達の気持ちや関わり方を丁寧に伝えていく
- 情緒の安定を図りながら、自発的な活動を促していく
- 担当保育士が変わる際の連携・協力

(4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

- 生活に必要な態度や習慣を身に付けることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるよう配慮
- 自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるよう配慮
- 戸外などで全身を動かして意欲的に活動することにより体の諸機能の発達が促されることに留意
- けんかなど葛藤を経験しながら、次第に相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるよう配慮
- 生活や遊びを通して決まりがあることの大切さに気づき、自ら判断して行動できるよう配慮
- 自然との触れ合いにより感性、認識力、思考力、表現力が培われることを踏まえ、自然との関わりを深めることができるよう工夫する
- 自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がける。仲間と伝えあったり、話し合うことの楽しさが味わえるようにする
- 様々な方法で創意工夫をこらして、自由に表現できるよう、必要な素材や用具、環境の設定に留意
- 保育所の保育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基盤を培うようにする

第4章「保育の計画及び評価」

保育所は第1章の保育の目標を達成するために、「保育課程」を編成し、指導計画を作成する。
また、保育の計画(保育課程、指導計画)に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図っていく。

1. 保育の計画

保育課程の編成

保育の基本

保育所生活の全体を通して総合的に展開されるよう

指導計画の作成

子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容の設定

各保育所の方針や目標

地域の実態

保育時間

第2章「子どもの発達」の内容

子どもや家庭の状況

第3章「保育の内容」のねらい・内容

子どもの成長の長期的見通し

生活の連続性・発達の連続性

一人一人の子どもの発達過程や状況

生活の連続性

季節の変化

子どもの主体的活動

子どもの生活する姿や発想を大事にした環境設定

子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画

より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画

指導計画の作成上、特に留意すべき事項

発達過程に応じた保育

- 生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して個別的な計画を作成(3歳未満児)
- 個の成長と子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮(3歳以上児)
- 生活や経験、発達過程などの把握・適切な援助や環境構成に配慮(異年齢保育)

長時間にわたる保育

- 発達過程・生活リズム、心身の状態に十分配慮
- 保育の内容や方法、職員体制、家庭との連携を指導計画に位置付ける

障害のある子どもの保育

- 一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付ける
- 個別の支援計画を作成するなど適切な対応を図る
- 柔軟に保育したり、個別の関わりが十分行えるようにする
- 家庭との連携・保護者との相互理解
- 専門機関との連携

小学校との連携

- 保育所の子どもと小学校の児童との交流・職員同士の交流・情報共有や相互理解等、小学校との積極的な連携を図るよう配慮
- 就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料を保育所から小学校へ送付

家庭及び地域社会との連携

- 家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、人材、行事、施設等の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験・保育内容の充実が図られるよう配慮

2. 保育の内容等の自己評価

保育士等の自己評価

○保育の計画や記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない

- 子どもの心の育ちや意欲・取り組む過程などへの配慮
- 保育の専門性・質の向上のための課題の明確化
- 保育所全体の保育の内容に関する認識を深める

保育所の自己評価

○保育課程及び指導計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、自ら評価を行いその結果を公表するよう努めなければならない

- 地域の実状や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むとともに、評価の結果を踏まえ、保育の内容の改善を図ること
- 保護者及び地域住民の意見を聞くことが望ましいこと